

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例(平成21年みなかみ町条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、みなかみ町財務規則(平成17年みなかみ町規則第27号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付申請)

第2条 借受団体は、条例第6条によりつなぎ資金の貸付けを受けようとするときは、まちづくり活動つなぎ資金貸付申請書(様式第1号)2部と次に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定を証明できる書類の写し 1部
- (2) 貸付対象事業の事業計画書及び収支予算書 各1部
- (3) 借受団体の定款又は規約等 1部
- (4) 借受団体の構成員名簿 1部

(貸付決定)

第3条 町長は、条例第7条によりつなぎ資金の貸付けの可否を決定したときは、まちづくり活動つなぎ資金貸付決定・否決定通知書(様式第2号)を借受団体に通知しなければならない。

(貸付け)

第4条 貸付決定を受けた借受団体は、条例第8条第1項によりまちづくり活動つなぎ資金借用証書(様式第3号)1部と次に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明書 1部

2 町長は、条例第8条第2項により借用証書を受理した日から10日以内に貸付けを行わなければならない。

(変更届)

第5条 借受団体は、条例第9条第1項により補助金等交付決定額に変更が生じたときは、まちづくり活動つなぎ資金貸付変更届(様式第4号)2部と次に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定額の変更を証明できる書類の写し 1部
- (2) 変更後の貸付対象事業の事業計画書及び収支予算書 各1部

2 町長は、条例第9条第2項によりつなぎ資金の貸付金の一部を返還させるときは、まちづくり活動つなぎ資金貸付金返還通知書(様式第5号)を借受団体に通知しなければならない。

3 借受団体は、条例第9条第3項によりつなぎ資金の貸付金の貸付申請をするときは、条例第6条の規定によるものとする。

(貸付金の返還)

第6条 町長は、条例第10条により貸付金を返還させるときは、まちづくり活動つなぎ資金貸付金返還命令書(様式第6号)を借受団体に通知しなければならない。

(実績報告)

第7条 借受団体は、条例第11条により貸付対象事業が完了したときは、まちづくり活動つなぎ資金貸付実績報告書(様式第7号)2部と次に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 貸付対象事業の事業実績書及び収支決算書 各1部

(貸付金の請求)

第8条 町長は、条例第12条により実績報告書を受領したときは、借受団体にまちづくり活動つなぎ資金貸付金請求書(様式第8号)を交付しなければならない。

(償還)

第9条 借受団体は、条例第13条第1項によりつなぎ資金の貸付金を一括償還するときは、補助金等を受け取った日以後14日以内までに、町長から指定された口座に振り込むものとする。

2 借受団体は、前項の一括償還により生ずる振込手数料を全額負担しなければならない。

3 町長は、条例第13条第2項によりつなぎ資金の貸付金が一括償還されたときは、速やかに借用証書を返還し、まちづくり活動つなぎ資金貸付金受領書(様式第9号)を借受団体に交付しなければならない。

(帳簿による整理)

第10条 町長は、条例第14条により貸付決定に関する所要事項を、まちづくり活動つなぎ資金貸付台帳(様式第10号)に記載して整理しなければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

団体名

代表者(借受人)

印

担当者

印

T E L

まちづくり活動つなぎ資金貸付申請書

次の補助対象事業に対し、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第6条の規定に基づき、次のとおりつなぎ資金の貸付けを申請します。

1	貸付対象事業の名称	
2	補助金等交付団体名	
3	補助金等交付決定額	円
4	補助金等支払予定	年 月 日
5	貸付金申請額	円(交付決定額の80%以内)
6	貸付金償還予定	年 月 日(補助金等支払日以後14日以内まで)
7	貸付けを必要とする理由	
8	提出書類	補助金等交付決定を証明できる書類の写し 貸付対象事業の事業計画書及び収支予算書 借受団体の定款又は規約等 借受団体の構成員名簿 本申請書は2部、 ~ は各1部を提出

年 月 日

様

みなかみ町長



まちづくり活動つなぎ資金貸付決定・否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、つなぎ資金の貸付けについて、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第7条の規定により、次のとおり貸付けを決定・否決定しましたので通知します。

1	住 所	
2	団 体 名	
3	代 表 者 (借 受 人)	
4	貸付決定・否決定年月日	年 月 日
5	貸 付 決 定 番 号	つなぎ資金貸付第 号
6	貸 付 金 決 定 額	円
7	貸 付 金 償 還 期 限	年 月 日

まちづくり活動つなぎ資金借用証書

借用金額	円
------	---

償還期限	年 月 日
------	-------

上記金額を借用したことを証するため、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第8条の規定により、借用証書を提出します。

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第5条の規定により、上記の借用金額を償還期限までに一括償還することを誓約します。

万一代表者(借受人)が一括償還できないときは、連帯保証人が遅滞なく一括償還することを誓約します。

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

団体名

代表者(借受人)



連帯保証人住所

連帯保証人氏名



貼 収
付 入
欄 印
紙

本借用証書に収入印紙を貼付し連帯保証人の押印及び収入印紙の消印は実印とする。
本借用証書1部・連帯保証人の印鑑証明書1部を提出。

様式第4号(第5条第1項関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

団体名

代表者(借受人)



まちづくり活動つなぎ資金貸付変更届

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第9条第1項の規定により、次のとおりまちづくり活動つなぎ資金貸付変更届を提出します。

1	貸付決定番号	つなぎ資金貸付第 号
2	貸付金決定額	円
3	変更後決定額	円
4	貸付金の変動	変更なし・一部返還・増額の貸付申請
5	変更年月日	年 月 日
6	変更事項	
7	変更理由	
8	提出書類	補助金等交付決定額の変更を証明できる書類の写し 1部 変更後の貸付対象事業の事業計画書及び収支予算書 各1部 本変更届は2部提出

年 月 日

様

みなかみ町長



まちづくり活動つなぎ資金貸付金返還通知書

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第9条第2項の規定により、次のとおりつなぎ資金貸付金の一部の返還を命じる。

1	貸付決定番号	つなぎ資金貸付第 号
2	貸付金決定額	円
3	貸付金返還額	円
4	貸付金返還期限	年 月 日
5	一部返還の理由	
6	貸付金返還口座	銀行名・・・ 支店名・・・ 口座種目・・・ 口座番号・・・ 口座名義・・・

年 月 日

様

みなかみ町長



まちづくり活動つなぎ資金貸付金返還命令書

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第10条各号の規定により、次のとおりつなぎ資金貸付金の返還を命じる。

1	貸付決定番号	つなぎ資金貸付第 号
2	貸付金決定額	円
3	貸付金返還額	円
4	貸付金返還期限	年 月 日
5	返 還 理 由	
6	貸付金返還口座	銀行名・・・ 支店名・・・ 口座種目・・・ 口座番号・・・ 口座名義・・・

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所

団体名

代表者（借受人）



まちづくり活動つなぎ資金貸付実績報告書

年度つなぎ資金貸付第 号で貸付金の貸付けを受けた事業が完了しましたので、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第11条の規定により、実績を報告します。

1	貸付対象事業の名称	
2	補助金等交付団体	
3	補助金等交付決定額	円
4	補助金等支払年月日	年 月 日
5	貸付金決定額	円
6	貸付金償還期限	年 月 日
7	提出書類	貸付対象事業の事業実績書及び収支決算書 各1部 本実績報告書は2部提出

年 月 日

様

みなかみ町長



まちづくり活動つなぎ資金貸付金請求書

みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第12条の規定により、次のとおりつなぎ資金貸付金の返還・償還を請求する。

1	貸付決定番号	つなぎ資金貸付第 号
2	貸付金決定額	円
3	貸付金請求額	円
4	貸付金支払期限	年 月 日
5	貸付金振込口座	銀行名・・・ 支店名・・・ 口座種目・・・ 口座番号・・・ 口座名義・・・
6	貸付金振込条件	振込手数料は、借受団体が全額負担する。

まちづくり活動つなぎ資金貸付金受領書

貸付金額	円
------	---

受領額	円
-----	---

貸付残額	円
------	---

上記、受領額 円を受領しましたので、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例第13条第2項の規定により、受領書を交付します。

年 月 日

住 所

団体名

代表者(借受人) 様

みなかみ町長



借用証書と一緒に10年間保管してください。

